

新型コロナウイルスに関する情報について

5 / 11 現在

●国・県・市の支援策等の最新情報

◇経済産業省の支援策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

◇経済産業省：新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

◇厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

◇石川県：新型コロナウイルス感染症の発生により経営に影響を受けている事業者の皆様へ

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/covid19/bizsupport.html>

◇金沢市：新型コロナウイルス感染症に対する支援

https://www4.city.kanazawa.lg.jp/11003/info/corona_support.html#business

給付金等一覧

	制度	目的	支給額	申請方法	申請期限
国	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	緊急事態宣言の影響を受ける事業者に対する一時給付	中堅・中小企業 上限 60 万円 個人事業主 上限 30 万円	オンライン	3 月 8 日～ 5 月 31 日
石川県	石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第 3 次）	石川県からの時短要請に応じた飲食店等に対し協力金を支給	1 店舗あたり 35 万円～280 万円	オンライン 又は郵送	5 月 12 日～ 6 月 30 日
金沢市	金沢市飲食業事業継続特別支援給付金	新型コロナウイルス感染症により 1～3 月までのいずれかの月で売上減少 50%以上の飲食業者に支給	最大 20 万円（1 事業者 1 回）	郵送	2 月 16 日～ 5 月 31 日

補助金一覧

	制度	目的	補助金額	補助率	申請先	申請期限
国	小規模事業者持続化補助金 〈一般分〉	販路開拓に要する経費の補助	上限 50 万円	2 / 3	補助金事務局	第 5 回 6/4(金) 第 6 回 10/1(金)
	小規模事業者持続化補助金 〈低感染リスク型ビジネス枠〉	ポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換や感染防止対策等を補助	上限 100 万円	3 / 4	補助金事務局 ※電子申請のみ	第 1 回 5/12(水) 第 2 回 7/7(水) 第 3 回 9/8(水) 第 4 回 11/10 (水)
	中小企業等事業再構築促進事業	新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編の取組などを行なう企業・団体等を支援	通常枠 100 万～ 8000 万	中小 2 / 3 中堅 1 / 2	補助金事務局 ※電子申請のみ	第 1 回 4/30(金) 第 2 回以降は 未定

●経営のご相談等

○[金沢商工会議所「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」](#)

新型コロナウイルスによる事業への影響など経営に関する相談や情報提供を行なっています。
また、石川県制度融資の認定業務、国、県の補助金の申請窓口を行なっています。
(まずはお電話でお問合せ下さい)

問い合わせ先 金沢商工会議所 企業経営アシストセンター TEL 076-263-1161 (平日 8:45~17:15 予約不要)
--

○[経営力強化総合支援アドバイザー派遣制度](#)

資金繰りなど足元の対策から、早期の業績回復や将来の成長に向けた前向きな取り組みへのアドバイスまで、各分野の専門家が企業の状況に応じた適切な処方箋を提供します。費用は無料、回数制限は無く、複数の専門家を同時に活用することもできます。

○[新型コロナウイルス対策応援サイト「あしたのためにできること」](#)

会員事業所の皆様による“with コロナ”“after コロナ”に向けた取り組みの情報発信と、会員事業所相互におけるビジネス交流の促進を目的として開設。
コロナ禍が続く中、変化する消費者のライフスタイルに対応した新商品、新サービスを積極的に提供している事業所は是非ご活用ください。

○[プレスリリースサポートサービス](#)

全国規模で配信サービスを提供している共同通信 PR ワイヤーと連携して、当所会員に対し、特別料金でプレスリリースをご利用頂けるサービスです。
掲載サイト全 70 社 登録メディア国内約 2,250 媒体に一斉発信。プレスリリースの目的や内容にあわせて配信先を選択できます。

○[飲食業チャレンジ支援事業「まちなかキッチン」](#)

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たにキッチンカー事業による販路拡大、新分野進出、業態転換などに挑戦する会員事業所に対し、当所敷地内を開放して出店頂くサービスを開始します。

●助成金・補助金等に関する情報

給付金等

○緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対し一時金を給付します。

- 給付対象** ①緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛の影響を受けている
②前年又は前々年比で、2021年1月、2月、又は3月の売上が50%以上減少
- 給付額** 中小法人等 上限60万円 個人事業者等 上限30万円
※前年又は前々年の1～3月の合計売上－今年の対象月の売上×3倍

受付期間 3月8日（月）～5月31日（月）

※業種や所在地を問わず、給付要件を満たす事業者は給付対象

※地方公共団体から時短営業等に係る協力金を受けた事業者は対象外

○石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）

石川県の営業時間短縮の要請に応じて令和3年4月28日（水曜日）～5月11日（火曜日）の全期間を前提として営業時間の短縮にご協力いただける事業者の皆様に対して、「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第3次）」を支給されます。

支給額 1店舗あたり35万円～280万円（前年度又は前年度の売上によって変動）

受付期間 5月12日（水）～6月30日（水）

○石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）

石川県の営業時間短縮の要請に応じて令和3年5月12日（水曜日）～5月31日（月曜日）の全期間を前提として営業時間の短縮にご協力いただける事業者の皆様に対して、「石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金（第4次）」を支給されます。

支給額 1日あたり3万円～20万円（売上高減少額によって変動）

受付期間 時短要請終了後（6月上旬以降）

○金沢市飲食業事業継続特別支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により飲食店等の売上が大幅に減少していることから、飲食業の事業継続を支援するための給付金で、令和3年1月から3月までのいずれかの月において、前年同月比で50%以上売上が減少した飲食事業者の方を市独自に支援するものです。

- 対象** ①令和2年4月1日に@において、保健所からの飲食店営業又は食品製造・販売の許可を有する者
②令和2年3月以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある中小企業者又は個人事業主
③新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

給付金 最大20万円（支給回数：1事業者1回）

締切 5月31日（月）

問合せ 金沢市商工業振興課 TEL076-220-2193

※給付金、協力金は重複して受けられない場合があります。事前にご確認ください。

助成金・補助金

○中小企業等事業再構築補助金

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組みを通じた規模の拡大を目指す企業等を支援します。（以下の全てを満たすことが必要です。）

- 要件**
- ・直近6カ月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
 - ・事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等
 - ・補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加の達成

補助金額	中小企業 通常枠	100万円～6,000万円	補助率2/3
	卒業枠	6,000万円超～1億円	補助率2/3
	中堅企業 通常枠	100万円～8,000万円	補助率1/2
	グローバルV字回復枠	8,000万円～1億円	補助率1/2

補助経費 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費、販売促進費 等

公募締切 第1回 4月30日 ※第2回以降は未定（年4回程度募集）

申請方法 j Grants（電子申請システム）による受付

○ものづくり・商業・サービス生産性向上補助金（全国中小企業団体中央会）

中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助

お問合せ ものづくり補助金事務局サポートセンター

受付時間：10:00～17:00／月曜～金曜（土祝日除く）

電話番号：050-8880-4053

○小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（日本商工会議所）

小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援

お問合せ 小規模事業者持続化補助金事務局

受付時間：9:30～12:00、13:00～17:30／月曜～金曜（土日祝日除く）

電話番号：03-6747-4602

○小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞

ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換に資する取組や感染防止対策費の一部を支援。上限100万円、補助率3/4

お問合せ 持続化補助金低感染リスク型コールセンター

受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土日祝日除く）

電話番号：03-6731-9325

○ [IT導入補助金](#)（（一社）サービスデザイン推進協議会）

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるIT ツール導入を支援
ポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換を目的とした「低感染リスク型ビジネス枠」が新設されました。

お問合せ サービス等生産性向上IT 導入支援事業 コールセンター
受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）
電話番号：0570-666-424

※ [Jグランツ](#)（補助金電子申請システム）について

経済産業省が運営する補助金の電子申請システムで、今後経済産業省などの補助金は、従来の紙ベースから電子申請に移行されます。尚、Jグランツの利用には、[GビズIDプライム](#)の取得が必要となります。補助金申請を検討している方は早めにIDを取得してください。

○ [雇用調整助成金の特例措置](#) [（6月30日まで延長）](#)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用維持を図るために「労使協定」に基づき、雇用調整（休業）を実施する場合に休業手当、賃金等の一部を助成するもの。学生アルバイト、パート労働者等、雇用保険被保険者でない労働者も対象となります。（緊急雇用安定助成金）

助成内容	助成率	中小企業4/5	大企業2/3
		解雇を行わない場合	中小企業10/10 大企業3/4
	日額上限額	15,000円	
※判定基礎期間が令和3年5月以降の場合、上限及び助成率が変わります。 （一定の条件を満たす事業者は従来通り）			
	助成率	中小企業4/5	大企業2/3
		解雇を行わない場合	中小企業9/10 大企業3/4
	日額上限額	13,500円	
		※教育訓練を実施した場合は加算（中小2,400円、大企業1,800円）	
	支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）＋対象期間	

※ [オンラインでの申請も可能です。](#)

※休業中に賃金（休業手当）を受ける事が出来なかった方に対して、当該労働者からの申請により、[新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金](#)が給付されます。

問合せ 石川労働局 職業対策課 TEL 076-265-4428

○ [産業雇用安定助成金](#)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業者が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先双方の事業者に対し、その経費の一部を助成します。

※雇用維持が目的のため、出向期間終了後は元の事業所に戻ることを前提。

助成額 ①出向運営経費 出向元並びに出向先事業主が負担する賃金、教育訓練、労務管理に関する経費
上限額 12,000円/1日（出向元・出向先の計）

②出向初期経費 出向元が出向に際しあらかじめ行なう教育訓練、出向先が受け入れるための機器等の整備など出向の成立に要する経費
出向元、出向先各 10 万円/1 人あたり

助成率 ①出向元が解雇等を行っていない場合 中小9/10 中小以外3/4
出向元が解雇等を行っている場合 中小4/5 中小以外2/3

問合せ 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
TEL0120-60-3999 (平日 9:00~21:00)

○[両立支援助成金 育児休業等支援コース（新型コロナウイルス感染症対応特例）](#)

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業をした小学校等に通う子どもの世話を
行なう労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主に対する助成金です。

助成対象 次のいずれも実施されている事

- ① 小学校等が臨時休業等となり、子どもの世話を行なう必要がある労働者が特別有給休暇を取得できる制度を規定化していること
- ② 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして、テレワーク勤務や短時間勤務、フレックスタイム等を社内に周知していること
- ③ 労働者一人につき、①に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと

助成額 対象労働者 1 人あたり 5 万円（1 事業所につき 10 人まで）

問合せ 石川労働局 雇用環境・均等室 TEL076-265-4429

石川県の補助金等

○[石川県デジタル化設備導入支援](#)

県内中小企業者等が、生産性向上や事業拡大などによる自社の競争力強化のため、AI・IoT・RPA・クラウドサービス等のデジタル技術を活用した設備導入する事業に対し補助します。

対象 県内中小企業者等（組合含む）

補助金額 50万円以上600万円以下

補助率 中小企業2/3、小規模事業者3/4

募集期間 4月28日(水)~6月28日(月)

問合せ 石川県産業創出支援機構 産業振興部 TEL076-267-1001

○[石川県販路開拓強化支援事業](#)

県内中小企業者等が、国内外における展示会・見本市等への出店・開催やオンラインを活用した販路開拓に必要なツール制作に係る事業に対し、その費用の一部を補助します。

対象経費 ①販路開拓に係る事業（出展料、借上料、装飾費、輸送費、資料作成費 等）
②オンラインでの販路開拓に必要なツール制作（企画・制作、動画制作等の委託）

補助金額 ①10万円以上50万円以下

②5万円以上25万円以下

補助率 ①2/3

②1/2

募集期間 4月28日（水）～6月15日（火）

問合せ 石川県産業創出支援機構 販路開拓推進部 TEL076-267-1140

○新分野・事業転換支援費補助金

経営基盤強化に向け、新規事業への進出や事業転換等に果敢に挑戦する、県内中小企業者等の前向きな取り組みを支援します。

対象経費 新規事業への進出や事業転換を行なうために必要な経費

(建物改修費、機械装置・システム構築費、新商品・サービス開発費 等)

補助金額 50万円～100万円

補助率 2/3

募集期間 5月20日(木)～6月30日(水)

問合せ 石川県経営支援課 TEL076-225-1525

金沢市の補助金等

○金沢市中小企業スマートワーク導入支援助成金

テレワークや選択型勤務を活用し、場所や時間にとらわれない働き方(スマートワーク)を導入することで、生産性の向上や業務効率化を図る金沢市内の中小企業に対し、その経費の一部を助成します。

対象事業 次の①～③の全ての取組を総合的に実施すること

① テレワーク等の導入・拡充(テレワーク、ペーパーレス会議システムの構築)

② 選択型勤務の導入・拡充(フレックス、時差出勤の導入及び就業規則の変更 等)

③ 人材確保・育成(管理職に対するマネジメント研修等)

助成金額 上限 200万円

助成率 対象経費の1/2

募集期間 4月26日(月)～5月31日(月)

問合せ 金沢市労働政策課 TEL076-220-2199

○金沢市正規雇用創出特別奨励金

新型コロナウイルスの影響により離職等された方を、正社員として雇用した中小企業事業主に対し、奨励金を交付します。

奨励金 支払った賃金の1/3 ※限度額10万円/月

期間 雇用から3カ月が対象(労働者の雇い入れ対象期間 4月1日以降)

問合せ 金沢市労働政策課 TEL076-220-2199

○金沢市中小企業緊急雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う収益の減少等により、雇用する労働者を一時的に休業させた事業主に対して、休業手当等の一部を助成します。

※国の助成金(雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金)の支給決定を受けており、解雇等により雇用が維持されず、助成率4/5であることが条件です。

助成額 国助成金の支給対象となった休業手当等の額(教育訓練加算額除く)の1/10

※国と市合わせて15,000円/人日を限度

※1事業主あたり累計200万円まで

期間 対象となる休業期間 **6月30日まで延長予定**

問合せ 金沢市労働政策課 TEL220-2199

○[金沢市宿泊施設環境向上等奨励事業制度](#)

新型コロナウイルスの影響を受ける宿泊施設での衛生管理強化や環境整備等を行なう場合、奨励金を交付します。

対象 金沢市内で営業するホテル、旅館、簡易宿所、住宅宿泊事業法に係る住宅で、保健所からの営業許可がある等の条件を満たす施設

奨励金 施設の規模等によって異なります。(詳しくは上記リンク参照)

締切 5月31日

問合せ 金沢市観光政策課 TEL 076-220-2194

●[資金繰り支援に関する情報](#)

★中小企業金融相談窓口

今回の金融施策の内容や資金繰りに関する相談を受け付けています。

受付時間：9:00～17:00（平日・休日）

直通番号：0570-783183

★金融庁相談ダイヤル

受付時間：10:00～17:00（平日）

直通番号：0120-156811（フリーダイヤル）

信用保証制度

○[セーフティネット保証（4号）](#)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が減少している中小企業者・小規模事業者への資金繰り支援措置として、一般保証枠とは別枠の保証枠が利用できます。

要件 ①当市において1年以上事業を継続している

②新型コロナウイルスの影響を受け、直近1か月の売上高が前年同月に比して20%以上減少、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる事業者

保証 限度額 一般保証枠（最大2億8,000万円）と別に特別枠（最大2億8,000万円）
保証割合 借入債務の100%

利用 [市町村の認定](#)を受け、金融機関又は石川県信用保証協会へ持参の上、融資申し込み。

申請 6月1日まで延長

○[セーフティネット保証（5号）](#)

新型コロナウイルスの影響を受ける業種に属する中小企業者への資金繰り支援措置として、一般保証枠とは別枠の保証枠が利用できます。

要件 ①指定業種に属する事業を行なっている。

②最近3か月の売上高等が前年同期比5%以上減少している事業者。

※一部例外業種を除く、原則全業種が対象となりました。(令和3年1月31日まで)

保証 限度額 一般保証枠（最大2億8,000万円）と別に特別枠（最大2億8,000万円）
保証割合 借入債務の80%

利用 [市町村の認定](#)を受け、金融機関又は石川県信用保証協会へ持参の上、融資申し込み。

期間 全業種指定の期間 6月30日まで延長予定

○危機関連保証制度

全国・全業種を対象として「危機関連保証」を一般保証枠、セーフティネット保証枠と別枠で利用することができます。

要件 売上高が前年同月比 15%以上減少する中小企業・小規模事業者

保証 一般枠、SN 保証枠とは別枠で最大 2 億 8,000 万円（保証割合 100%）

利用 [市町村の認定](#)を受け、金融機関又は石川県信用保証協会へ持参の上、融資申し込み。

期間 6月30日まで延長予定

※信用保証に関するお問合せ 石川県信用保証協会 TEL 076-222-1522

日本政策金融公庫

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルスの影響により、一時的に売上減少など業況が悪化している中小企業・小規模事業者・個人事業主（フリーランス含む）の資金繰りを支援する融資制度（新設）
信用力・担保にかかわらず、一律金利とし3年間は金利引き下げを行なう。

要件 最近1カ月の売上高が、前年又は前々年同期を比較して、5%減少の方
※業歴3カ月～1年1カ月未満の方は、最近1カ月の売上高が①過去3カ月の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%減少の方

限度額 中小企業6億円、小規模事業者8,000万円

融資利率 当初3年間 基準金利より▲0.9% ※特別利子補給制度対象
(利下げ限度額 中小企業2億円、小規模事業者4,000万円)

融資期間 設備20年以内、運転15年以内（据置5年以内）

お問合せ 日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275
国民生活事業 TEL 076-263-7191

○生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

生活衛生関係の事業を営んでいる方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化をきたしており、次の要件に該当する方の資金繰りを支援します。

要件 ①最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較し5%以上減少している方
②業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合は、最近1カ月の売上高が次のいずれかを比較して5%以上減少している方

- ・過去3カ月（最近1カ月を含みます。）の平均売上高
- ・令和元年12月の売上高
- ・令和元年10月から12月の平均売上高

限度額 8,000万円

融資利率 当初3年間 基準金利より▲0.9% ※特別利子補給制度対象
(利下げ限度額 中小企業1億円、小規模事業者4,000万円)

融資期間 設備20年以内、運転15年以内（据置5年以内）

お問合せ 日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業 TEL 076-263-7191

○生活衛生改善貸付の拡充（新型コロナ関連）

新型コロナウイルスの影響により、最近 1 カ月の売上が前年または前々年同期と比較して 5%以上減少している生活衛生関係の小規模事業者に対し、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間通常金利から 0.9%引き下げる。加えて、据置期間を運転 3 年以内、設備 4 年以内に延長する。**※特別利子補給制度対象**

○マル経融資の拡充（新型コロナウイルス対策マル経）

新型コロナウイルスの影響により、売上が減少した小規模事業者に対し、別枠 1,000 万円の範囲内で当初 3 年間通常金利から 0.9%引き下げる。（他の日本政策金融公庫のコロナ関連融資と併せて上限 3,000 万円）加えて、据置期間を運転 3 年以内、設備 4 年以内に延長する。**※特別利子補給制度対象**

○経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）の要件緩和

社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている、又は今後影響の恐れがある中小・小規模事業者を支援する融資制度

限度額	中小企業 7 億 2,000 万円、小規模事業者 4,800 万円
融資期間	設備 15 年以内 運転 8 年以内
お問合せ	日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275 国民生活事業 TEL 076-263-7191

※特別利子補給制度とは

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付行なった事業者のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、売上が激減した事業者に対し、利子補給を行ないます。

適用対象 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行なった中小企業者の内、以下の要件を満たす方

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ① 個人事業主（フリーランス含む、小規模に限る） | : 要件無し |
| ② 小規模事業者（法人事業者） | : 売上高 15%減少 |
| ③ 中小企業者（①②を除く事業者） | : 売上高 20%減少 |

期間 借入後当初 3 年間（最長）

補給上限 中小企業 2 億円、小規模事業者 6,000 万円

お問合せ 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 0570-060515

【受付時間】 平日・土日祝日 9 時 00 分～17 時 00 分

○新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

新型コロナウイルスの影響により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方が対象の融資制度（運転資金のみ）

限度額	【旅館業】別枠 3,000 万円 【飲食店・喫茶店営業】別枠 1,000 万円
融資期間	7 年以内
お問合せ	日本政策金融公庫金沢支店 国民生活事業 TEL 076-263-7191

○[海外展開・事業再編資金](#)

海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方を支援する融資制度

限度額 中小企業 14億 4,000万円 小規模事業者 7,200万円

融資期間 設備 20年以内 運転 7年以内

お問合せ 日本政策金融公庫金沢支店 中小企業事業 TEL 076-231-4275
国民生活事業 TEL 076-263-7191

その他

○[危機対応業務の実施（日本政策投資銀行、商工中金）](#)

大企業・中堅企業等の資金繰りや国内サプライチェーンの再編支援を行ないます。

○日本政策投資銀行 北陸支店 TEL 076-221-3211

○商工組合中央金庫 金沢支店 TEL 076-221-6141（平日 9:00～15:00）

石川県制度融資

○[新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資](#)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への円滑な資金供給を図ります。

要件 ①経営安定関連保証又は危機関連保証を利用可能なもの
②経営行動に係る計画を作成したもの
③金融機関による継続的な支援が得られるもの

限度額 4,000万円

金利 1.0%以内

期間 10年以内（うち据置期間5年以内）

保証料 0%（県が保証料全額負担）

金沢市制度融資

○[金沢市中小企業振興特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）](#)

新型コロナウイルスの影響により、売上減少している方が対象。

要件 金沢市内に原則として1年以上同一事業を営む中小企業者で、直近1カ月間の売上が前年同期に比べ3%以上減少している方

金利 1.0%

限度額 5,000万円

期間 10年以内（うち据置期間3年以内）

実行期限 令和4年3月31日まで

○[金沢市緊急経営安定特別資金（セーフティネット資金）](#) ※融資実行期限 6月30日まで

要件 経営安定関連保証又は危機関連保証の信用保証を受ける中小企業者

金利 1.0%

限度額 5,000万円（市制度の借換も対象とします。）

期間 10年以内（うち据置3年以内）

※[金沢市中小企業信用保証料助成制度](#)

上記 2 制度の借り入れに係る信用保証料を金沢市が助成します。

助成内容 令和 2 年 3 月 25 日～令和 4 年 3 月 31 日の期間に実行された上記 2 制度に係る信用保証料を助成します。(限度額 40 万円)

[金沢市制度のお問合せ](#) 金沢市産業政策課 TEL 076-220-2204

●その他の情報

[税制措置について](#)

○[特例猶予の申請期限](#)

令和 2 年 4 月 30 日の新型コロナ税特法の成立・施行により創設された「納税の猶予の特例（特例猶予）」は、申請期限である令和 3 年 2 月 1 日をもって終了いたしました。ただし、令和 3 年 2 月 1 日までに納期限が到来する国税で、その納期限までに申請書を提出できなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できます。申請方法等については、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○[納税の猶予（国税・地方税）について](#)

新型コロナウイルスの影響を受け、国税を一時的に納付できない場合、税務署に申請することにより、以下の要件の全てに該当する方は、原則 1 年間の納税猶予が認められます。

- ・ 国税を納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にする恐れがある
- ・ 納税について誠実な意思を有する
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない
- ・ 納付すべき国税の納期限から 6 か月以内に申請書が提出されている

(猶予が認められること)

- ・ 原則として 1 年間納税猶予
- ・ 猶予期間中の延滞税が軽減
- ・ 財産の差し押さえ、換価（売却）が猶予

※詳しくは、最寄りの税務署、又はお住いの都道府県・市町村にご相談ください。

○[厚生年金保険料等の猶予について](#)

①換価の猶予 厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から 6 ヶ月以内（※）に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

※納期限から 6 カ月超の場合は、最寄りの年金事務所までご相談ください。

②納付の猶予 厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を經由して地方(支)局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

認められると、分割納付、財産差押えや換価の猶予、延滞金の一部が免除されます。

○[欠損金の繰り戻し](#)

資本金 1 億円超 10 億円以下の法人は、確定申告書を提出する事業年度に欠損金が生じた場合、その事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度に欠損金額を繰り戻して法人税の還付が受けられます。（令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度の生じた欠損金について適用）